

オーストリア(ハプスブルク帝国)における立憲主義の展開  
—1852年~1867年 君主的統一国家(新絶対主義)—

奥 正 嗣\*

**The Constitutionalism in Austria (Habsburg Empire)**  
**—1852~1867 New Absolute Monarchy—**

Masatsugu Oku\*

**Abstract**

This paper examines Constitutionalism and its development in the Austrian Empire in the 19th century.

The Empire established three constitutions or fundamental principles between 1852 and 1867. These are *Das Silvesterpatent*, *Das Oktoberdiplom* and *Das Februarpatent*.

They were absolute and aimed at the centralization of government. However *Das Februarpatent* in particular established parliamentarism, despite being only in appearance, and so formed the basis of later Austrian Constitutionalism.

キーワード

オーストリア憲法・新絶対主義・ハプスブルク帝国

目次

- I はじめに
- II 帝国 (ライヒ)
  - A 歴史的展開
    - 1. 立憲主義の展開
    - 2. 1852年の憲法原理
    - 3. 新絶対主義
    - 4. 1860年の変革 (「10月親書」)
    - 5. 1861年の「帝国憲法」
      - (1) 1861年2月26日の皇帝勅令 (「2月勅令」)

---

\*おく まさつぐ：大阪国際大学法政経学部教授 (2005.5.13受理)

- (2) 帝国代議制度に関する基本法
- (3) 州規則
- (4) 帝国議会と国家評議会

(以上、『国際研究論叢』第18巻第3号)

- (5) 1861年帝国憲法の特徴

6. 1865年～1867年の「憲法停止」

B 憲法・制度

- 1. 主権の担い手、国家意思形成、基本権
- 2. 立法権と立法機関
- 3. 行政権と行政機関
- 4. 司法権と司法機関
- 5. 教会の支配権
- 6. オーストリアの改変

III 州（ラント）

A 歴史的展開

- 1. 1852年～1860年
- 2. 1860年ないし1861年
- 3. さまざまな地方権力

B 憲法・制度

- 1. 州
- 2. ゲマインデ
- 3. 規約都市
- 4. 地区ゲマインデ

IV まとめ（オーストリアにおける法治主義と新絶対主義）

(以上、本号)

(5) 1861年帝国憲法の特徴

1861年帝国憲法は、1849年帝国憲法と比較して、次の点を指摘できる<sup>(77)</sup>。

- ① 実質的立法権ともいえる国王大権ゆえに、議会(Parlament)の機能を果たすべき帝国議会の広範な形式的立法権が制限を受けていた。
- ② 帝国議会は2院とも国民から直接選挙されるわけではなく、また、州議会も特権階級の特権利益を代弁するにすぎないから、真の国民代表機関が存在しないという状態であった。
- ③ 憲法裁判所が存在せず、また、何ら基本権カタログと言えるようなものも含まれていなかった<sup>(78)</sup>。
- ④ 司法権の独立の保障を伴うところの厳格な権力分立が存在しなかった。
- ⑤ 大臣責任制が存在しなかった。

「1861年帝国憲法」も、以上の状況から、また統治構造全体から理解できるように、決

して立憲主義的憲法と言えるものではなかった<sup>(79)</sup>。「1861年帝国憲法」は、次に続く現に立憲主義憲法であったところの「1867年憲法」よりはむしろ、すぐ前の1860年の「10月親書」に本質的に近いものがある。「10月親書」を超えている点とえば、君主は、今や、形式的立法権を行使するに際して帝国議会や州議会の拘束を受け、また、「帝国代議制度に関する基本法」を君主がもはや一方的に破棄することができなくなった（「1861年帝国憲法」の存続保障）という点のみである。それゆえに、「1861年帝国憲法」は、「10月親書」の革新的な変革としてではなく、単なる実施として理解されるべきである<sup>(80)</sup>。

2月勅令で意図されていた憲法は、完全には実現されなかった。「州議会」と「広い(拡大)帝国議会」は召集されたが、「広い(拡大)帝国議会」については、ハンガリー州議会がウィーンの「広い(拡大)帝国議会」に代表を送ることを拒否したので、実際上一度も成立することがなかった。それで、1861年4月に、帝国議会は、実質的に「狭い帝国評議会」として発足した。立憲政治の模索は帝国全体の合意を得られないまま始まった<sup>(81)</sup>。

帝国議会は、立憲主義の基本原則につながる活動を行った。帝国議会が決定した憲法的法律の中では、1861年10月3日の「帝国議会議員・州議会議員の不可侵性と無答責性に関する法律」がきわだっている。その内容が、後に1867年の「帝国代議制度に関する修正(改正)基本法」に入っていくことになる。さらに、1862年10月27日の「人身の自由の保護に関する法律」や、同じく1862年10月27日の「住居権の保護に関する法律」が公布され、ともに、今日に至るまで通用している1867年12月21日の「国家市民の一般的権利に関する国家基本法」の構成部分をなすことになる<sup>(82)</sup>。

また、1862年3月5日の帝国ゲマインデ法によって、ゲマインデは自治機能を回復した<sup>(83)</sup>。1862年の帝国ゲマインデ法は、国家社会主義の時代の1934年に、ナチズムを基礎とする1934年憲法によってその効力を失う。しかし、第二共和制時代の1945年、法律によって、帝国ゲマインデ法は若干の修正を伴って復活することになる<sup>(84)</sup>。

1861年4月8日には、プロテスタント勅令によって、カトリック教会とプロテスタント教会との理論上の平等取り扱いが実現した<sup>(85)</sup>。

## 6. 1865年～1867年の「憲法停止」

### (1) 憲法停止

1861年の「帝国憲法」は、帝国議会に代表を送ることを拒否し、1848年4月11日当時のハンガリー憲法の完全な復活を渴望するハンガリーを除き<sup>(86)</sup>ほとんどすべての州にとって、受諾できる解決策を提供した。しかし、皇帝は、一方では、10月親書、その実施としての2月勅令は、帝国全体を包んで適用されるべきであるのに、実際はそのようにはならず、それゆえに、帝国の東側部分(ハンガリー王国諸州)の代表者との理解の途を探ることが重要であると考え、また他方では、機能的ではない実定憲法、機能的ではない帝国代議制度という手かせ・足かせなしに、ただ君主制国家法に基づいてのみ事を決することができるようにと、君主的正統性を引き合いに出しながら、1865年9月20日の皇帝声明と同日の皇帝親書でもって、1861年2月26日の皇帝親書によって公布されていた「帝国代議制度に関する基本法」(注：1861年の「帝国憲法」全部ではない)を一時的に破棄(いわゆ

る停止)してしまっ<sup>(87)</sup>。かくして、国家レベルにおいては、再び、国家権力とその行使が皇帝に集中することになる。これに反し、州レベルにおいては、いかなる状況の変更も生じなかった。1861年の州規則(Landesordnung)は実施され、州議会(Landtag)が議会活動を展開していた<sup>(88)</sup>。

## (2) 新たな方向をめざして

君主制的統一国家を定める1861年帝国憲法に対するハンガリーの執拗な抵抗に対して、皇帝は、1861年10月21日にハンガリー州議회를解散させ、ハンガリーには戒厳令が敷かれ、独裁的な全権を授けられた総督が中央政府の代表として、ハンガリーを管理するという臨時の例外的措置がとられた。租税不払い運動など事態はますます悪化し、1863年6月25日、ボヘミアからのチェコ代表も、多数派であるドイツ人自由派の親ドイツ的傾向に抗議して、帝国議회를ボイコットしていく<sup>(89)</sup>。その結果、皇帝は、1848年4月11日憲法を今なお拘束力があると考えているハンガリー王国諸州の代表者たちと憲法問題について交渉することを余儀なくされた。一つの同じ憲法が他の地域においても同時に拘束力ある帝国法として取り扱われることになるにもかかわらず、帝国の一部分においてのみ交渉の対象にすることは法的に不可能であると判断し、憲法を停止したのと同じ1865年9月20日、ハンガリー王国諸州の代表者との交渉結果が、帝国の統一的存続や権力的地位と両立しうる2月憲法の修正を含む場合には、皇帝が最終的に決定する前に、オーストリア帝国諸州の代表者にも公平に発言および評価の機会を与えるため、彼らに呈示・提案することを条件とすることを明確に宣言した<sup>(90)</sup>。

ハンガリー州議会は、1865年12月14日に厳かに開催され、「和解(アウスグライヒ)(Ausgleich)」をめぐって交渉が進められた<sup>(91)</sup>。ハンガリーとの交渉は、事実上一つの成果に達した。すなわち、ハンガリー王国諸州とツィスライタ諸州(オーストリア諸州)との関係は、いわゆる「二重性」の意味において構築されることになった。ハンガリーは、「狭い帝国議会」に代表を送る王国諸州であるところのオーストリアと、ただ王朝の共通性と両国の権力的地位を維持するために不可欠な一定事項の行政の共通性によって結ばれ、それを超えては、一定の経済的軍事的法律の内容についての定期的になされる取り決めによってのみ結ばれるべきものとされ、固有の議会と政府を有する一つの独立した国家を形づくるものとされたのである。この成果は、ハンガリーの1867年5月29日の法律(1867年7月12日<sup>(92)</sup>に皇帝の裁可を受け公布されている。)7条に書き記されたが、その前にツィスライタ諸州の意見を求めるという1865年9月20日の皇帝声明での約束が守られることはなかった。「特別の(臨時の)帝国評議会」にハンガリーとの取り決めを呈示・提案するというもろくも存したが、1867年1月2日の皇帝親書によってツィスライタ諸州の代表者のみが召集されることになっていたこの「特別の(臨時の)帝国議会」は、事実上成立しなかった。1867年2月4日の皇帝の決定によって、「特別の(臨時の)帝国議会」は、憲法に適合した帝国議会へと転換すべきこと、すなわち、「特別の(臨時の)帝国議会」に代わって、2月勅令の「狭い帝国議会」を召集し、ハンガリーとの和解(アウスグライヒ)(Ausgleich)によって必要不可欠となった憲法修正的な法律草案を「狭い帝国議会」が処理すべきこと、が命じられた<sup>(93)</sup>。この全経過は、憲法的視点から、かなり疑わしいこと

は明らかである。なぜならば、第一に、「広い(拡大)帝国議会」と同様に「狭い帝国議会」の法的基礎を形作っていた「帝国代議制度に関する基本法」が停止されたが、その後においては、「狭い帝国議会」は、憲法修正に関して、今や帝国議会(Reichstag)と呼ばれているハンガリー州議会と同様に、権限を有しなくなっていたからである。第二に、憲法的基礎としての2月勅令から出発するとしても、ハンガリーにおいて既に法律となった憲法修正に関しては、「広い(拡大)帝国議会」のみが権限を有することが明らかである。それにもかかわらず、ハンガリーは、2月勅令の意味では「狭い帝国議会」と特徴づけられるべきツィスライタ諸州(オーストリア諸州)排除の議会において、帝国政府によって付託されたこの法律草案や、さらに、1918年の王国の崩壊(革命)に至るまで存続した1867年憲法やドナウ王国(オーストリア・ハンガリー二重王国)の基礎を形づくったところのいくつかの他の憲法的法律が決議されたからである<sup>(94)</sup>。

## B 憲法・制度

この時期の憲法に関していえば、1713年以来妥当している「プラグマティシェ・ザンクティオン(国事詔書)」、1852年の憲法原則、1860年の「10月親書」、1861年の「帝国憲法」(とりわけ、「帝国代議制度に関する基本法」)、さらに、上述した1862年制定の人身の自由や住居権保護に関する法律、1855年の政教条約(コンコルダート)が憲法的重要性を有する<sup>(95)</sup>。

### 1. 主権の担い手、国家意思形成、基本権

制限なき君主的正統性のゆえに、主権の担い手は君主のみである。初期立憲主義時代とは異なり、国家権力の行使は今や再び君主に集中し、いかなる形態においても、国民の参与は認められなくなった。ただ例外として、1860年ないし1861年から1865年にかけて、君主は、一定の事項につき、帝国評議会(1861年からは帝国議会)(Reichsrat)による拘束を受けた。

1861年の君主の一方的な「帝国憲法」の制定、および、1865年の君主の一方的な憲法停止という行為は、しばしば、“憲法違反”とか“法的連続性の破壊”(ケルゼン)と見なされてきた<sup>(96)</sup>。しかし、ブラウネーダーは、1860年の「10月親書」、1861年の「帝国憲法」を、ただ単に“立憲主義(Konstitutionalismus)”“立法権限(Gesetzgebungskompetenz)”という基準でのみ評価すべきではなく、君主的正統性が依然として一貫して維持されていたわけであるから、こうした見方は正しくないと指摘する。実際のところ、とりわけフランツ・ヨーゼフ皇帝は、君主的正統性の立場を典型的に代表していた。皇帝は“神の恩寵に基づき統治”し、1851年からは、皇帝は、内閣の“提案に基づいて(auf Antrag)”ではなく、“余(=皇帝)の内閣を尋問して(nach Vernehmung Meines Ministerrates)”、行動していた。1861年から帝国評議会(Reichsrat)が機能的には議会(Parlament)の役割を果たすことを期待されていたにもかかわらず、法律は、初期立憲主義時代のような“両院の同意を得て(mit Zustimmung beider Häuser)”という表現ではなく、相変わらず、“余(=皇帝)の評議会両院の提案によって、次のことを定めようと思う(über Antrag beider Häuser meines Raichsrats finde ich … folgendes zu verordnen)”という表現形式で公布された。担当大臣の副署についても、皇帝の決定が正確かつ適切になされたことを意味するにすぎな

いとされていた。皇帝フランツ・ヨーゼフは、非常に厳格な人的統治を行い、このことが後々まで大臣との関係を規定していくことになる<sup>(97)</sup>。

1860年ないし1861年まで、および、1865年以降は、君主の意向にそって意思形成が行われた。憲法的に重要な定めも、国家臣民に向けられた一般的拘束力を有するところの法規範としてではなく、しばしば、個々の担当主務大臣に宛てられた「内閣書簡」という形で発せられたのである<sup>(98)</sup>。かくして、権力分立原理も、本質的に、行政権と司法権の間についてのみ(それも2審・3審のみ)認められるだけであって、それ以外につき放棄されたのである<sup>(99)</sup>。

基本権については、絶対主義時代におけるように、いくつかのものが、国家目標として規定された。次のようなものがある<sup>(100)</sup>。

- ・ 国家臣民の法の下の平等
- ・ 隷農制の廃止
- ・ 法律上認可された教会および宗教団体の自治

1860年(10月親書発布)以降につき、

- ・ あらゆる自由な宗教活動(実践)の保障
- ・ 公務就任における平等
- ・ 兵役義務と納税義務の平等

1862年以降につき、

- ・ 人身の自由(法律上の裁判官の裁判を受ける権利を伴っていた)
- ・ 住居権

## 2. 立法権と立法機関

1852年1月1日以降、全権限は国に帰属した。1860年(10月親書)、1861年(帝国憲法)は、連邦主義を取り入れたことにより、州議会に、限定列挙された一定の立法権限および行政権限が国から委譲された。その他の圧倒的部分が国の権限として留保されていた。国の内部においては、機関相互の機能的な権限分割がなされ、その一部が君主の「国王大権事項」として、その他の部分が帝国(評)議会の関与(形式的立法権)を要するところの「帝国(評)議会事項」となった。すなわち、1851年12月31日の「大晦日勅令」以降、君主のみが唯一の立法権の担い手であったが、1860年7月17日に、特に1860年10月20日の「10月親書」によって、立法権が一部君主の手を離れ、立法権については3つの形態が生じたのである。

第1に、「君主専属(allein)の立法権」がある。君主は、「国王大権」という形で実質的立法権を行使した。例えば「書簡(Allerhöchstes Handschreiben)」などという任意の形式で一般的定め(Anordnung)を公布することが可能であり、後述(第2、第3参照)するように、「法律」(Gesetz)(形式的意味の法律)というような一定の方式・形式を何ら必要とするものではなかった。「国王大権事項」は、明白に帝国(評)議会の関与を要すると認められない事項をすべて含んだ。①外交、②国家と教会との関係、③帝国軍制、④高等教育制度、⑤国内の治安維持などを挙げることができる。

第2に、「君主が帝国評議会の協力(協賛)(Mitwirkung)を得て行使する立法権」がある。

第3に述べる事項を除くすべての「帝国評議会事項」がこの立法権の対象となる。ここでも、君主が唯一の立法権者であることに変わりがないが、君主は諮問機関としての帝国評議会に必ず諮問しなければならないものとされている。このような考え方にに基づき、既に1860年3月5日の帝国評議会の強化(Verstärkung)が決定され、1860年10月20日の「10月親書」でより詳細に実施されていく。

第3に、「君主が帝国(評)議会の同意(Zustimmung)を得て行使する立法権」がある。1860年7月17日に規定された「帝国評議会事項」がこの立法権の対象になる。ここでは、全く立憲的な意味において、君主と、単に諮問を受ける権利を有するだけではなく決議する権利を有するところの帝国評議会とがともに、立法権者である。1861年の「帝国憲法」の最も重要な部分を占める「帝国代議制度に関する基本法」によって、第2で挙げた「協力(協賛)(Mitwirkung)」という立法形態が、この第3で挙げている「同意(Zustimmung)」という立法形態に変わっていく。第1で挙げたところの君主のみが行使しうる「国王大権」が問題とされない限り、すべての法律が「帝国議会両院の同意」を得て、あるいは、この同意から生ずるところの「帝国議会両院の提案(Antrag)」に基づいて発せられることとなった。もっとも、1861年以降においても、以前と同様に、1849年憲法にも見られた皇帝の緊急勅令権(Notverordnungsrecht)が存在していた。帝国議会の構成と法律の成立については、本質的に、1867年憲法と同じである<sup>(101)</sup>。

「帝国(評)議会事項」として、かつて財政的事項とされていた事項がこれに属する。限定列挙的に挙げれば、次のごとくである。①新たな租税の導入、既存の租税の引き上げ、②新たな借款(起債)(①②については、1860年7月17日の「皇帝書簡」以降)、③貨幣・信用・銀行制度、④関税および商業制度、⑤郵便・電信・鉄道制度、⑥兵役義務(戦争ないし軍事行動に関するすべての事項ではない)、⑦国有不動産の処分、⑧国家財政(予算・決算)の一部(③～⑧については、1860年の「10月親書」で認められ、1861年の「帝国憲法」の一部である「帝国代議制度に関する基本法」で再度認められている)。「帝国(評)議会事項」には、さらに、ツィスライタ諸州が長きにわたって共同で処理してきた事項についての立法権、例えば、民事立法権、刑事立法権、ゲマインデについての立法権、営業制度についての立法権も含まれる。

1860年(10月親書)、1861年(帝国憲法)は、連邦主義を採用し、1861年からは、一定の事項についての立法権限は、君主と帝国議会ないし州議会に分属させられることになったが、君主の「国王大権」の存在によって、国(帝国)の重要性は少しも変わることがなかったのである<sup>(102)</sup>。

### 3. 行政権と行政機関

「中央官庁」について述べると、君主の意思の実施機関として、真の責任内閣制ではなかったが、内閣(Ministerrat)が存在した。内閣制(Ministerialsystem)は合議制(Kollegialsystem)に代わって1848年4月25日の「ピラースドルフ憲法」において登場し、中央省庁の創設が行われた。1851年12月31日の「大晦日勅令」による新絶対主義の採用によって、さらに中央省庁の再編や国家的事務の再配分が進むことになる<sup>(103)</sup>。内閣以外に

さらに諮問機関を持ちたいという考え方によって、1861年まで諮問機関であった帝国評議会 (Reichsrat) が1861年に議会 (Parlament) へと進化し、それに代わって1861年に国家評議会 (Staatsrat) が設立されることになる<sup>(104)</sup>。1854年から、最高会計検査院 (Oberste Rechnungs-Kontrollbehörde) が国家財政コントロールを行った。最高会計検査院は君主に直接従属し、各省庁と同位に位置づけられていた<sup>(105)</sup>。

「中級官庁」および「下級官庁」について述べると、広範な権限を有した総督府 (Statthalterei)、ケルンテンとザルツブルグを除く若干の歴史的諸州において存在した郡庁 (Kreisbehörde)、かつて存在した管区庁 (Bezirkshauptmannschaft) よりも活動範囲が狭く、従来の地区裁判所 (Bezirksgericht) に代わって登場した下級官庁としての地区役場 (Bezirksamt) が存在した<sup>(106)</sup>。詳述すると、いくつかの郡から成る比較的大きな州では、総督府が置かれ、総督 (Statthalter) が州の長官として君臨していた (小さな州では州政府 (Landesregierung) で、その長は州知事 (Landespräsident))。総督府は、政治的事項の管理執行行政、営業警察行政、文化・教育行政、治山治水行政、建築行政など安寧秩序の維持や出版・団体・劇場などの取り締まりを担当し、下級官庁を監督する義務も負った。特に警察行政、人事行政については、総督府の長である総督のみが処理できた。総督は、1850年に設立された地方財務庁 (Finanzlandesdirektion) の長でもあった。比較的大きな州では、この総督のもとに郡庁が存在し、行政の管理執行的機能とともに、下級官庁やゲマインデに対する監督機能を果たしていた。ただし、州都は総督府の直轄下にあり、郡庁の管轄下にはなかった。郡庁に従属して地区役場<sup>(107)</sup>が存在し、当初は租税行政を含めて行政機能を有するにすぎなかったが、1851年12月31日の大晦日勅令以降、民事・刑事につき、第一審の裁判所として司法機能をも有することとなる<sup>(108)</sup>。

このヒエラルヒー構造は、財務官庁についても同様で、中央官庁である財務省 (Finanzministerium) に直属して、総督府の所在地にはあらゆる財務事項をつかさどる地方財務庁 (Finanzlandesdirektion) が、総督府が存在しない所では直接税の管理執行をつかさどる税務庁 (Steuerdirektion) が存在した。さらに、それらに直属して、地区財務庁 (Finanzbezirksdirektion) や後に地区役場に統一されることになる税務署 (Steueramt) が存在したのである。国家財産について裁判上国家を代表するところの財務全権委員 (Finanzprokurator) も地方財務庁に直属した<sup>(109)</sup>。

「自治行政」について述べると、1860年ないし1861年までに州の自治行政が、1862年までにゲマインデの自治行政が破棄された。商工会議所 (Handels- und Gewerbekammer) は、既にそうになっていた弁護士会や公証人会と同様に、自治行政権を制限され、州議会へ代表者を送ることができなくなった。1860年ないし1861年に州議会が設立され、これらの権限を回復することとなった。さらに、1861年から、それぞれの州議会は、その大きさに応じて代表者を帝国議会の下院に送ることができることとなった<sup>(110)</sup> ので、これら自治行政機関の代表者も帝国議会の会議に参加できた。

同業組合 (ギルド) (Zunft) は、1859年の営業法によって広く営業の自由が認められ、あるいは、国の認可を受けるべき営業が定められたので、廃止される運命となった。ギルド類似のカルテル協定は、刑法1852年の刑法 (改正1870年刑法) で提携禁止として禁じられて



いた<sup>(111)</sup>。

#### 4. 司法権と司法機関

地区裁判所(Bezirksgericht)が廃止され、地区裁判所が従来有していた司法権限が、下級行政官庁である地区役場(Bezirksamt)に委譲されたこともあって、司法権と行政権の権力分立は、第2審と第3審においてのみ認められることとなった<sup>(112)</sup>。しかし、重大な権力融合は、地区役場においても生じなかった。なぜならば、そこにおいても、官吏は、司法と行政とを分けて行動すべきものとされていたからである。さらに、それぞれの地区役場は、基本的に、裁判官の職務を遂行するにふさわしい官吏を任用しなければならず、また、裁判事項について地区役場の考慮に入れるべき上級官庁というのは、上級地方裁判所であったからである(クラーゲンフルト、リンツの上級地方裁判所の権限は、それぞれグラーツ、ウィーンの上級地方裁判所に委譲されていた)<sup>(113)</sup>。しかし、現実には、このような理想どおりには行かなかった。地区役場は優先的に行政事務を処理し、本質的に費用のかかる司法事務を後回しにし、そのままにしていた。かくして、1860年代の初めには、何年にもわたって手つかずで未処理の司法事務が増大していたのである。ここに組織的な混乱(Chaos)を見ることができると<sup>(114)</sup>。

検察権については、刑事訴訟にのみその活動範囲が制限され、その包括的機能を失った<sup>(115)</sup>。この状況は、本質的に今日まで続くこととなる<sup>(116)</sup>。

#### 5. 教会の支配権

1855年のオーストリア帝国とローマ法王との政教条約(コンコルダート)によって、カトリック教徒に対する教会の世俗的支配権が復活した。カトリック教徒にとっては、オーストリア帝国一般民法典の婚姻法が破棄されて教会法上の婚姻法に代わり、また、教会法上の婚姻裁判所が設立された。聖職者にとっては、世俗法や世俗的裁判所に代わって、教会法や教会法裁判所が、一定の限度において、登場してきたのである。教会の刑罰権も再導入された<sup>(117)</sup>。さらに、すべての初等学校・中等学校制度が、教会の監督下に置かれた。すなわち、教育は、公立学校であるかどうかに関係なくすべての学校は、カトリックの教えに従ってなされなければならないものとされたのである。カトリック教徒のための初等学校の教師は、教会の監督に服し、カトリック教徒のための中等学校においては、カトリック教徒の中からのみ教師に任命されるべきものとされた。国家は教会から「有害」と認定された書物の流布を防止しなければならないという形で、教会に関連して検閲への影響も出てきた<sup>(118)</sup>。

#### 6. オーストリアの改変

国(帝国)は、包括的な方法で、その権限を行使した。同時代のオーストリア人にとっては、“オーストリアの改変(Österreichs Neugestaltung)”のように思える改革措置をとったのである<sup>(119)</sup>。前述したところと一部重複するが、以下述べる。

古くからある多数の規定に代わって、一部は20世紀にまで存続するところの新たな法律

が登場した。これらの措置は政治的自由主義に敵対するかのようになり、例えば、1852年の団体令(Vereinspatent)は、1848年以来存続してきた団体設立の自由を許可制度に代え、また、1853年の刑事訴訟法は、3月前期の時代に逆戻りしてしまった。1853年の刑事訴訟法によって刑事手続法の変更が生じ、立憲主義から決別した。弾劾手続に代わって、糺問手続が再び登場し、公開主義や口頭主義が放棄された。上級地方裁判所(Oberlandesgericht)や最高(上告)裁判所(Oberster Gerichts-und Kassationshof)の下での手続は、書面にのみよるべきものとされた。陪審裁判所も廃止された。

これに対し、多くの法律は、経済的自由主義を志向し、例えば、1859年の営業法は、制限を伴っていたとはいえ、営業の自由を実現し、ヨーロッパで最も近代的な法令として通用していた。経済通商分野においては、“オーストリアの改変”が特に顕著に認められる。国家法によって、統一的な貨幣制度・度量衡制度が作られ、ハンガリーとの関税障壁も1851年に撤去され、帝国全体を通ずる統一的な経済世界が実現した。1854年には、ウィーンとトリエステとの鉄道連絡などインフラ整備や郵便・電信制度の整備も進んでいった<sup>(120)</sup>。

また、農民の土地からの解放も引き続き行われ、1857年には終結したのも同然であったが、1862年の法律で、現存する封建関係を根本的に破棄した。さらに、1852年の刑法(1803年の改訂版。1974年12月31日まで通用。)、1850年の手形法(1934年1月1日まで通用。)、1862年の商法典(1939年3月1日まで通用。)などがある。さらに、1852年の民事裁判権規範(民事事件における管轄の一本化)、1869年の占有妨害における手続規定、1852年の出版法、1862年の出版法、1854年の鉱山法、1855年の公証人法、とりわけ1858年と1862年の民事訴訟法草案(1858年と1863年の土地登記簿法につながる。)などがある。

教育分野においては、1855年の政教条約(コンコルダート)によって、国民学校制度が完全にカトリック教会に委ねられたが、職業学校制度、高等学校制度は国家の管轄に服した。

### Ⅲ 州(ラント)

1852年1月1日から、新絶対主義的憲法原則により、州は自治行政権を有しない単なる国の行政区画にすぎなくなってしまった。1860年10月20日の「10月親書」に基づき発せられた「州議会に関する定め(Landtagsstatut)」によって初めて、州は、自治体としての地位を認められた。州の自治体としての地位は、1861年の「帝国憲法」とともに発効した「州規則(Landesordnung)」によっても確認され、方向づけられていった。

#### A 歴史的展開

##### 1. 1852年～1860年(国の行政区としての州)

州における公的生活は、国の法律によってのみ規定された。国の法律は、国の(地方)官庁である総督府、郡庁、地区役場によって執行された。「州行政(Landesverwaltung)」という表現は、州における国家の行政を意味するものであって、州自体の自律的活動を意味するものではない<sup>(121)</sup>。

## 2. 1860年ないし1861年（二重性格の回復）

### (1) 1860年の「州議会に関する定め」

1860年10月20日の「10月親書」に付属して、同日、「州議会に関する定め(Landtagsstatut)」が発せられた。州の機関についての定めであって、1849年の諸州の州憲法のように州についての定めではない。すなわち、州についての一般的定めを全く欠いているのである。

州議会は、1848年以前を思い起こさせる等族身分的性格を持っており、聖職者、貴族および大土地所有者、都市、その他のゲマインデというクーリエに分かれて活動した。都市クーリエ、その他のゲマインデクーリエ代表の選挙に関しては、實際上、都市評議会、ゲマインデ評議会などの機関から代表が送り込まれていた。1848年以前と異なるところは、当時存在していた高額納税者に代わって、本質的に保守的な性格を持つ貴族および大土地所有者が登場しているのが注目される<sup>(122)</sup>。

### (2) 1861年の「州規則」

1861年の「帝国憲法」によって、1860年の「州議会に関する定め(Landtagsstatut)」に代わって、内容的に類似の「州規則(Landesordnung)」が登場した。しかし、1861年の州規則は、1860年の「州議会に関する定め」が有していた1848年以前の等族身分的性格を弱めている。1849年の州憲法のクーリエが登場した。大土地所有者クーリエが維持されたが、1849年の高額納税者クーリエは、ダルマチアにおいてのみ復活したにすぎなかった。また、聖職者クーリエの数の減少がもたらされた。都市クーリエと州ゲマインデクーリエにおいては、1860年とは異なって、代表が選挙で選ばれた。それゆえに、ゲマインデ評議会がその代表者を派遣するのではなく、ゲマインデの住民がその代表者を送ることが可能になった。1860年の委員会原理(Ausschußprinzip)は、選挙に取って代わられてしまったのである。

この1861年の州規則も、1860年の「州議会に関する定め」と同様に州についての一般的定めを欠いているから、正当にも、「州憲法(Landesverfassung)」という表現を避けている。「州憲法(Landesverfassung)」という表現が避けられた理由として、さらに、1861年の州規則は1861年の「帝国憲法(Reichsverfassung)」の構成部分として通用していたにすぎないということも挙げることができる。

かくして、州の国家的性格が否定されただけでなく、国(帝国)の国家的性格を認めることにもつながっていったのである<sup>(123)</sup>。

## 3. さまざまな地方権力

地方権力については、今日のオーストリアの領域において、1849年の暫定ゲマインデ法<sup>(124)</sup>によって作られた状況が實際上維持されていたが、新絶対主義原理のゆえに、命令(Verordnung)によって、前立憲主義的状况に戻っていた。すなわち、1852年には、ゲマインデの議決機関ともいえるゲマインデ委員会(ゲマインデ評議会)の会議の公開性が停止され、同じ1852年には、ゲマインデの執行機関ともいえるゲマインデ役員会(理事会)などの選挙が政府の承認に、1854年には政府の任命に取って代わられた。さらに、比較的重要

な決議には政府の審査と承認を要することとされた。かくして、その自律的な活動領域も徹底的に縮小されていった。また、「地主の領地(Gutsgebiet)」が設立され、土地支配権にとっては、一種のルネッサンス的状况が出現した。すなわち、以前から支配していた大土地所有は、「地主の領地(Gutsgebiet)」として、ゲマインデから切り離され、大土地所有者にはゲマインデの権限が警察刑罰権を除き帰属したのである。ここに示されるように、ゲマインデにおいてもまた、自治権が縮小ないし廃止されるべき方向へと向かっていたのである<sup>(125)</sup>。

1859年4月24日になって初めて、部分的に1862年まで通用したところの新たなゲマインデ法が制定される。1859年ゲマインデ法は、ゲマインデの活動領域を、ゲマインデの内部的(inner)活動領域と公的(öffentlich)活動領域に分けた。前者は、1849年ゲマインデ法の固有の(natürlich)活動領域に、後者は、委託を受けた(übertragen)活動領域に相当する。この新たなゲマインデ法は、既に事実上ゲマインデから切り離され存在していた「地主の領地(Gutsgebiet)」に対して法的根拠を提供した。また、この「地主の領地(Gutsgebiet)」以外に、単一の(einheitlich)ゲマインデに代わって、3つのゲマインデの型、すなわち、総督の監督に服する都市ゲマインデ(Stadtgemeinde)、郡庁の監督に服する都市ゲマインデ(Stadtgemeinde)、地区役場の監督に服する州ゲマインデ(Landgemeinde)を区別したのである<sup>(126)</sup>。

1860年ないし1861年の自治体の回復は、地方の領域にも及び、1861年に、ゲマインデ委員会(ゲマインデ評議会)の会議の公開性の回復の後、1862年3月5日の帝国ゲマインデ法は、1849年3月17日の暫定ゲマインデ法によって作られた状況を原則的に回復し、ゲマインデの自治の原則に戻った。そして、この1862年帝国ゲマインデ法は1934年まで効力を有することとなる。1862年帝国ゲマインデ法は、自主的(selbständig)活動領域と委託を受けた(übertragen)活動領域を区別する。1862年の帝国ゲマインデ法によって原則的に組織的に単一の型となったゲマインデは、再び、自治体としての機能を回復することとなった。「地主の領地(Gutsgebiet)」の設立の可能性はなお存在していたが、「規約都市(Statutarstadt)」は帝国ゲマインデ法によって修正を受けることになる。規約都市(Statutarstadt)とは、一般的なゲマインデ法(Gemeindeordnung)に基づくのではなく、特別な規約(Statut)によって「固有の規約を有する都市」として設立されたところの特殊なゲマインデであった。その他のゲマインデとは異なって、官庁組織はより多様性を有しており、ゲマインデ委員会(ゲマインデ評議会)は特別(専門)委員会(engeres Gremium)と拡大委員会(weiteres Gremium)とに分かれ、委託を受けた活動領域として、個別委任事項以外に、最下級行政官庁の管轄事項をも含んでいた。固有の名士グループが存在し、選挙や一定の都市施設の利用につき、優先権を持っていた。

1849年同様、1862年の帝国ゲマインデ法は、最下級の自治体としてのオルツゲマインデ(Orts-Gemeinde)と最上級の自治体としての州(Land)との間に、地区領域において同様に自治体(地区ゲマインデ(Bezirksgemeinde))を創設しうることを定めた。今日のオーストリアの州でいうと、シュタイエルマルクにおいてのみ、しかも、その裁判所管区においてのみ、設立された。地区ゲマインデの機関については、地区代表機関(Bezirksvertretung)

が議決および監督機関としてのゲマインデ委員会(評議会)(Gemeindeausschuß)に相当し、地区委員会(Bezirksausschuß)が執行機関としてのゲマインデ役員会(理事会)(Gemeindevorstand)に相当する。地区ゲマインデの自主的行政活動領域は、とりわけ農業、病院、道路にまで拡張され、この事項に関しては、直接税の付加税を決定し、取り立てることが許されたのである<sup>(127)</sup>。

## B 憲法・制度

### 1. 州

1860年ないし1861年までは、単なる国の行政区にすぎなかった州の制度は、もっぱら国の憲法によって決定された。固有の州権力は、1860年以降になって初めて「州議会に関する定め」において認められ、さらにより永続的な効力を有することになる1861年の「州規則」において確認された。それぞれの州に対する「添付物 (Beilage)」として1861年の「帝国憲法」の構成部分を成したところの「州規則」と「州議会選挙施行令」が、州の法的基本状況を形作っている。それぞれの州の「添付物 (Beilage)」は、内容的に同一である。今日のオーストリア諸州のそれぞれは、既に、下オーストリアに属するウィーンと中央集権的ハンガリー王国内にあって統一性を有しないブルゲンラントの2つを例外として、固有の州であった。

1860年と1861年の改革は、州レベルにおいて初期立憲主義の復活を避ける厳しいものになった。1860年の「州議会に関する定め」および1861年の「州規則」は、なんら州憲法といえるものではないがゆえに、憲法遵守の宣誓を要求せず、また州についての一般的規定を欠き、州知事(Landeshauptmann)については選挙制に代わって皇帝のみによる任命制が登場した。かくして、州の国家性を厳格に否認し、国家の意思形成に組み込もうとする意図が、1849年よりも一層明確となった。皇帝は、州の機関としてではなく皇帝自身として、州の法律を裁可するという状況もまた、以上の結果に貢献することとなった。とりわけ、18世紀の絶対主義時代におけるように、いかなる州議会も他の州の州議会と交流することが許されなくなり、同じことは(行政権担当の)州委員会にも妥当した。州権力の意思形成は、国にのみ向けられる必要があったのである。

#### ① 担い手

最高位の自治体としての州にあっては、州権力の担い手は、州に住む国家住民であって州議会に代表を送っていた。

#### ② 権限

州は、一方では、固有の権限により国の意思形成に関与するとともに、他方では、自治行政権の担い手であった。

国の意思形成への州の関与は、立法権のみに関してであった。すなわち、帝国評議会に、1861年からは帝国議会の下院に、その代表者を送ることによって、さらに、いわゆる「州事項」につき、皇帝の立法権に協力することによって、さらにまた、国の法律の施行法の公布に際して協力することによって関与したのである。州が関与できる事項は、限定列挙的に国によって定められていた。

「州事項」に属するものとして、土地改良、治山治水、農業、州から資金の提供を受けた施設、州財政（予算）（以上、「州規則」18条1項）、さらに、州の福利と必要に関わり、国の特別な措置により、州議会に委ねられた事項（「州規則」18条3項）がある。「州規則」18条1項、「州規則」18条3項いずれの場合においても、自治体制度の本質にふさわしい権限が問題とされている。州は、ゲマインデに比べて控えめな程度において、しかも、国の外郭法（枠組法）（Rahmengesetz）に基づいてのみ、自律的活動を認められた。これには、とりわけ、ゲマインデ事項、教会事項、学校事項が含まれている<sup>(128)</sup>。

皇帝が、あるときは帝国（評）議会の意見を徴し、またあるときは州議会の意見を徴し、不可分の立法権を行使するという君主的思考は、捨て去られていたわけではないということに留意する必要がある。州事項に関する法律も、厳格に解すれば、何ら州の法律ではなく、場所的に州に限定されて通用するところの国の法律にすぎなかったのである。

### ③ 機関

自治体としての州の性格は、原則的に、一つの機関ないしその委員会によってのみ活動するという点に示されている。

「州議会（Landtag）」は、権力分立なしに、州の代表機関として、州事項に対する権限を有していた。1849年の「州憲法」の定めと同様に、州議会は1院のみから成り、クーリエに従って構成された。

さらに州には、州議会の副（下位）機関として「州委員会（Landesausschuß）」が存在し、行政を執行していた。また、皇帝によって任命され、州議会や州委員会において議長を務めるところの「州知事（Landeshauptmann）」が存在した<sup>(129)</sup>。

## 2. ゲマインデ（「地主の領地（Gutsgebiet）」も含めて）

最初は、新絶対主義的修正を伴いながらも1849年の暫定ゲマインデ法が、その後、一部効力を有した1859年のゲマインデ法が、最終的には、1862年の帝国ゲマインデ法が、ゲマインデの基本的法状況を形作っている。ゲマインデ法は、外郭法（枠組法）であって、州法律（Landesgesetz）によってさらに詳細に定め実施されていくことが予定されている。原則的に、すべての国家領域は、ゲマインデ地区に分けられ、各不動産は1つのゲマインデに帰属されねばならない。例外は、皇帝および宮廷の財産と「地主の領地（Gutsgebiet）」である。「地主の領地（Gutsgebiet）」については、前述したように、大土地所有者が、最下級の国家官庁に委ねられているところの警察刑罰権を除き、ゲマインデの機能を引き上げている。ゲマインデとの差異は、特に、選挙によって選ばれる機関が存在しないという点にある。

### ① 担い手

ゲマインデ権力の担い手は、自治体の本質にふさわしく、ゲマインデ構成員である。彼らから直接あるいは間接に選ばれた機関によって活動する。

### ② 権限

ゲマインデ事項は、自主的活動領域と委託を受けた活動領域に分けられる。

まず、自主的活動領域について述べると、ゲマインデの利益に直接に関わり、その領域

内において自己固有の手段・資力でもって処理しうるあらゆる事項を含む（「一般概括条項」）。ゲマインデは、国と州の法律の枠内において、ゲマインデ規則（Verordnung）や個々の規定を発することができる。次のようなものがある。私経済的形態では、ゲマインデ財産の管理に関する財政権があり、高権的形態では、国税に対する付加税に関する課税権、人身の自由や財産権の保護などの治安警察権、建築警察権、消防警察権、風俗警察権などがある。また、社会福祉制度(保健・衛生制度および教育制度)、救貧制度にも関わりを持っている。

次に、委託を受けた活動領域について述べると、ここでは、ゲマインデは、国の補助機関として利用される。この委託行政は多種多様であるが、とりわけ、税の査定、直接税の取り立て、警察（行政）刑罰権に関わる<sup>(130)</sup>。

### ③ 機関

議決および監督機関として、「ゲマインデ委員会（ゲマインデ評議会）（Gemeindeausschuß）（Gemeinderat）」がある。ゲマインデの構成員によって直接3つのグループ（Ⅰ．高額納税者および司牧者・教員などの名士、Ⅱ．普通納税者、Ⅲ．小額納税者）に分かれて選挙される。Ⅰのグループは、選挙権者が少ないが、多数の選挙権者を抱えるⅢのグループと同じくらいの人数の代表を送り込む。それゆえに、Ⅰのグループは、利益代表の観点からは、利益が代表されすぎる結果となっていた<sup>(131)</sup>。なお、ゲマインデ委員会（ゲマインデ評議会）の会議については、1852年には公開性が停止されたが、1861年には公開性を回復した。

執行機関として、「ゲマインデ役員会（理事会）（Gemeindevorstand）」がある。市町村長（Bürgermeister）と何人かの少なくとも2人のゲマインデ評議員（Gemeinderat）から構成されたが、通常、合議制ではなく、市町村長のみが決定権限を有するところの独任制の機関として、その業務を処理した。ゲマインデ役員会（理事会）は、ゲマインデ委員会（ゲマインデ評議会）による選挙によって3年任期で選ばれ、ゲマインデ委員会（ゲマインデ評議会）に責任を負った。

ゲマインデ委員会（ゲマインデ評議会）とゲマインデ役員会（理事会）は、自主的活動領域の事項の処理を義務づけられており、その際、州と国の官庁の監督に服した。これに対し、市町村長は、国から委託を受けた活動領域の事項を実施しなければならず、その際には、国の官庁の指令に縛られ、国の官庁に責任を負った<sup>(132)</sup>。

## 3. 規約都市（Statutarstadt）

## 4. 地区ゲマインデ（Bezirksgemeinde）

これら3. 4. については、Ⅲ 州（ラント） A 歴史的展開 3. さまざまな地方権力の箇所概観した。

## Ⅳ まとめ（オーストリアにおける法治主義と新絶対主義）

1851年12月31日の「大晦日勅令」で、皇帝は憲法的拘束から解放され、再び絶対的権

力を行使できるようになった。官僚制・軍隊を拠り所として、また、封建(領邦)貴族・一部のブルジョアジー・カトリック教会と利害の共通性によって結びつき、それを支えとして統治を行った。そこでは、本文で概観したように、絶対主義的要素も見られたが、決して「3月前期(Vormärz)」の時代(1814年から1815年にかけてのウィーン会議が終わって1848年の3月革命が始まるまでの時代)に逆戻りをしたわけではなかった。「3月前期」の時代は、オーストリア皇帝フランツ1世(皇帝在位期間:1804年~1835年)の「帝国は蝕まれた家屋同然だ。どこか一部でも動かせば、全体が崩壊することになるやも知れぬ。」という言葉、フランツ1世に続くフェルディナント1世(皇帝在位期間:1835年~1848年)の「国家制度の基礎にあるものを何一つ動かすな。統治せよ。何も変えるな。」という言葉に示されるように、変化を極度に嫌い、安定性の保持が統治の鉄則とされていた<sup>(133)</sup>。この意味で、「静止性(Statik)」に特徴を持っていた。これに反し、1851年12月31日の「大晦日勅令」で採用された絶対主義は、国家制度を絶対主義の防護のために修正し、時代に適応させていこうとする皇帝の「意思(Wille)」や「エネルギー(Energie)」を感じることができる<sup>(134)</sup>。しかし、同時に他方では、「新」絶対主義という言葉に示されるように、1848年革命の、さらには革命後の成果のすべてが破棄されたわけではなかった。本文で見たように、外見的立憲主義の特徴を備え、一部進歩主義的統治形態を有していた。

1851年12月31日の「大晦日勅令」によってもたらされた新絶対主義は、2つの難問に直面する。1つは、戦争による国家財政危機であり、もう1つは、ハンガリーなどトランスライタ諸州の抵抗である。皇帝は、1860年に親書や内閣書簡を發布し、譲歩を示した。帝国評議会(Reichsrat)を特別評議員を任命して強化し、国家や国民の権利義務に関わる重大事項を、この帝国評議会の諮問(助言)や同意(議決)に服させようとした。こうした内容が1860年10月20日の「10月親書」にも取り入れられることになる。

「10月親書」では、帝国評議会の諮問(助言)や同意(議決)制度以外に、帝国評議会の「特別委員会(Engeres Gremium)」が創られたことが注目に値する。この特別委員会は、ハンガリー王国諸州(トランスライタ諸州)を除いたオーストリア帝国諸州(ツィスライタ諸州)が長年共同して処理し決定してきた事項について審議するものである。この特別委員会は、1861年からは、「狭い帝国議会(Engerer Reichsrat)」として位置づけられ機能する。しかし、この「10月親書」も封建(領邦)貴族の影響力が強すぎたため、多くの抵抗に直面する。それで、形式的には「10月親書」の実施という形で、しかし実質的には別種の新たな国家基本法が、1861年2月26日に出される。これが、「2月勅令」(「1861年帝国憲法」)である。

1861年2月26日の「2月勅令」では、「帝国代議制度に関する基本法」が制定され、帝国議会は上院と下院から構成されるべきものとされた。また、帝国議会には、「広い帝国議会」と「狭い帝国議会」の2種類の帝国議会が設けられた。さらに、帝国議会は、従来のような単なる諮問・助言機関ではなく、一貫した審議・議決機関として位置づけられ、国民から直接選挙された議員のみで構成されるわけではなかったが、議会(Parlament)と称しうべき存在となった。外見的議会主義(Scheinparlamentarismus)の成立である。また、州についても、「州規則」が發布され、州議会事項が定められ、州議会の審議・議決権も



承認された。これらの定めによって、「広い帝国議会」「狭い帝国議会」「州議会」の権限配分が実施されていった。以上さまざまな意義を有する「2月勅令」は、その後のオーストリアの議会制・立憲制発展の基礎となるものであった。さらに、この時期には、1861年の「帝国議会議員・州議会議員の不可侵性と無答責性に関する法律」、1862年の「人身の自由の保護に関する法律」、同じく1862年の「住居権の保護に関する法律」など、1867年の国家基本法の構成部分を成し、今日に至るまで大きな影響を与えている法律も制定された。また、1862年の「帝国ゲマインデ法」によって、1849年の「暫定ゲマインデ法」によって認められていたゲマインデ自治の原則を回復した。この「帝国ゲマインデ法」も、国家社会主義時代の1934年に効力を失うが、後に第2共和制時代の1945年に復活し、今日まで意義を有することとなる。

1852年から1867年までの新絶対主義時代には、かつて民事および軽犯罪について第1審を担当していた地区裁判所(Bezirksgericht)が廃止され、地区裁判所が有していた司法権限が、かつて存在した管区庁(Bezirkshauptmannschaft)に代わって新たに登場した下級行政官庁である地区役場(Bezirksamt)に委譲された。第1審に関しては、少なくとも組織上・権限上、司法権と行政権の融合が生じた。しかし、運用上、司法権と行政権の融合を避ける努力もなされていたことが注目されるべきである。すなわち、それぞれの地区役場は、裁判官の職務を遂行するにふさわしい官吏を任用しなければならず、また、官吏は、司法と行政とを分けて行動すべきものとされていたのである。しかし、本文で概観したように、現実には、このような理想どおりには行かず、本質的に費用のかかる司法事務を後回しにし、未処理の司法事務が山積みする結果となった。ここに、組織上の混乱を見ることができる。

1865年から1866年にかけて、オーストリアは憲法を持たなかった。しかし、1866年とその後起きたさまざまな出来事が、「1861年2月憲法」に大幅な修正を加えて復活させた「1867年12月憲法」を誕生させ、これが1867年のオーストリア・ハンガリー二重制的「アウスグライヒ」(和解)の一部をなすことになる<sup>(135)</sup>。

以上、1852年から1867年に至るまで、いくつかの憲法制定行為を踏まえ概観した。対内的要因および対外的要因とも密接に関連し、時代によって、ある時は絶対主義的要素が、またある時は立憲主義的要素が強調された。論者によっても、特に「10月親書」の評価が分かれていた(「君主的正統性」を強調するブラウネーダーと、「帝国評議会(Reichsrat)の同意権(議決権)」を強調し、“本質的な進歩(wesentlicher Fortschritt)”と考えるケルゼン、ヘルプリンクとの対立を参照)。しかし、大きな流れで見ると、政治が自由主義的(liberal)、民主主義的(demokratisch)な方向へと、憲法が立憲主義的(konstitutionell)な方向へと、“段階的に(etappenweise)”進展していったことは確かであろう<sup>(136)</sup>。これら受け継いだ成果が、1867年以降のオーストリアの本格的な立憲主義の時代に、いかに開花していくかが今後の課題である。

注

- (77) Wilhelm Brauneder, S.141.
- (78) Oskar Lehner, S.201 ; Robert Water, Heiz Mayer, S.16 ; Wilhelm Brauneder, S.141.
- (79) これに反し、Robert Water, Heiz Mayerは、1861年帝国憲法を「統一国家的 (einheitsstaatlich)」、  
「立憲主義的 (konstitutionell)」と評価する。前者については、国と州との権限配分につき国に  
重点を置いていることを理由にし、後者については、2院制を採用し、下院のメンバーが州  
議会から選ばれることを根拠にしている。しかし、同時に、1861年2月当初は、議員の不可  
侵性やゲマインデの自治権が認められておらず (議員の不可侵性は1861年10月3日の法律に  
よって承認、ゲマインデの自治権は1862年3月5日の帝国ゲマインデ法によって承認)、また、  
大臣責任制、基本権、司法、行政についての規定が欠けていたことも認めている。Robert  
Water, Heiz Mayer, S.16.
- (80) Wilhelm Brauneder, SS.141-142 ; これに反し、ケルゼンは、10月親書を従来状況に対する  
「本質的な進歩 (wesentlicher Fortschritt)」としてとらえる。Hans Kelsen, S.13. ケルゼンは、  
「2月勅令 (筆者注：1861年帝国憲法)は、序文においては10月親書の実施のように装っている  
が、その徹底的な変更には他ならない。根本においては、10月親書に対する憲法違反を意味し  
ている。なぜならば、2月勅令は法律 (Gesetz)にもかかわらず、「帝国評議会 (Reichsrat)」  
ないし「州議会 (Landtag)」の「協力 (Mitwirkung)」なしに成立したからである。」と指摘す  
る。Hans Kelsen, S.14 ; 同旨として、Ernst C. Hellbling, S.358. Ludwig K. Adamovich, S.14.  
もっとも、ヘルプリンクは、2月勅令は憲法違反であったにもかかわらず、帝国議会と州議  
会の立法権の分立など、1867年12月21日の国家基本法の基礎となったと指摘する。Ernst C.  
Hellbling, S.365. Robert Water, Heiz MayerやOskar Lehnerも、2月勅令は10月親書の実施で  
は決してなく、新たな憲法であると指摘する。Robert Water, Heiz Mayer, S.16. Oskar Lehner,  
S.199 ; スティーヴン・ベラーも、一見したところ2月勅令は10月親書のための権能賦与法だ  
けだったが、10月親書よりもはるかに真の憲法の特徴を示し、10月親書の連邦主義をドイツ  
人を中心とした強い議会制的中央集権主義へと変える完全に新しい統治機構を与えるもの  
であった、と指摘している。スティーヴン・ベラー、p.98.
- (81) トランシルヴァニアの州議会は、1863年になってウィーンの帝国議会に代表を送った。この  
帝国議会が2月憲法の意味での「広い (拡大) 帝国議会」とみなしうるかどうかについては、  
かなり疑わしい。なぜならば、トランシルヴァニアは、ハンガリー王国諸州のほんの一部  
にしかすぎなかったからである。Hans Kelsen, SS.19-20 ; Ernst C. Hellbling, S.362 ; ただし、  
Robert Water, Heiz Mayer, S.17によれば、帝国議会の開催は1861年5月1日で、1865年7月27日  
まで3回の会期を開いて行われたとある。なお、南塚信吾ほか、p.215.
- (82) Hans Kelsen, S.20 ; Wilhelm Brauneder, S.142 ; Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk,  
S.53 ; Ernst C. Hellbling, SS.362-363 ; Oskar Lehner, S.201.
- (83) Wilhelm Brauneder, S.142 ; Ernst C. Hellbling, S.363, S.368 ; Robert Water, Heiz Mayer, S.17 ;  
Oskar Lehner, SS.200-201.
- (84) Ernst C. Hellbling, S.368.
- (85) Wilhelm Brauneder, S.142 ; Ernst C. Hellbling, S.372 ; Oskar Lehner, S.201.
- (86) Hans Kelsen, S.19 ; Ludwig K. Adamovich, S.15 ; ハンガリーは、ハンガリー王国諸州を含めて  
も帝国議会下院の約3分の1を占めるにすぎず、その結果、ドイツ系・スラブ系の代表者  
によって多数決で押し切られてしまうであろうことを考慮して、クロアチア、トランシル  
ヴァニアとともに、下院に代表を送ることを拒否していたのである。ハンガリーの国民は、納税  
や行政のボイコットも行っていた。Oskar Lehner, S.202. また、南塚信吾ほか、p.215.
- (87) Hans Kelsen, S.20 ; Wilhelm Brauneder, S.142 ; Ernst C. Hellbling, S.363 ; Ludwig K.  
Adamovich, S.15 ; Robert Water, Heiz Mayer, S.17 ; ケルゼンは、「皇帝の一方的行為によるこ

オーストリア(ハプスブルク帝国)における立憲主義の展開

- の「帝国代議制度に関する基本法」の停止は、2月親書(勅令)の観点から見れば、やむをえない憲法違反、それゆえに、法的連続性の新たな破壊を意味する。」と指摘する。Hans Kelsen, S.20. 同旨として、Ernst C. Hellbling, S.363.
- (88) Wilhelm Brauner, S.142.
- (89) Ludwig K. Adamovich, S.15 ; 南塚信吾ほか、p.216 ; ただし、Robert Water, Heiz Mayer, S.17, スティーヴン・ベラー、p.104によれば、ハンガリー州議会の解散は、8月とされている。
- (90) Hans Kelsen, S.20 ; Ernst C. Hellbling, S.363 ; Ludwig K. Adamovich, S.15 ; Oskar Lehner, S.202.
- (91) Robert Water, Heiz Mayer, S.17, スティーヴン・ベラー、pp.104-105.
- (92) Ludwig K. Adamovich, S.15によれば、1867年6月12日である。
- (93) Hans Kelsen, S.21 ; Ernst C. Hellbling, S.364 ; Ludwig K. Adamovich, S.15.
- (94) Hans Kelsen, SS.21-22 ; Ernst C. Hellbling, S.364 ; 憲法停止勅令を憲法違反と考えるものとして、さらに、Oskar Lehner, S.202.
- (95) Wilhelm Brauner, S.142.
- (96) Hans Kelsen, S.14, S.21. 注(87)も参照。
- (97) Wilhelm Brauner, S.143.
- (98) Wilhelm Brauner, S.135, S.137 ; Hans Kelsen, S.11, S.13.
- (99) Wilhelm Brauner, S.135, S.146.
- (100) Wilhelm Brauner, S.143 ; Oskar Lehner, SS.197-198.
- (101) Wilhelm Brauner, SS.145-146. 帝国評議会・帝国議会につき、注(27)(72)参照。
- (102) Wilhelm Brauner, SS.143-144.
- (103) Ernst C. Hellbling, SS.365-366.
- (104) Hans Kelsen, S.19 ; Ernst C. Hellbling, S.362.
- (105) Wilhelm Brauner, S.146 ; Ernst C. Hellbling, S.366.
- (106) 1851年12月31日の「大晦日勅令」で破棄された1849年3月4日の「欽定3月憲法(シュタディオン憲法)」における行政権、司法権につき、拙稿「オーストリア(ハプスブルク帝国)における立憲主義の展開—1848年~1851年 初期立憲主義の確立—」『国際研究論叢』第17巻第1号、pp.9-12.
- (107) この当時の地区役場が管轄するところの地区(Bezirk)は、今日の地区(Bezirk)に比べて小さい。Oskar Lehner, S.196.
- (108) Hans Kelsen, S.9 ; Ernst C. Hellbling, SS.366-367 ; Oskar Lehner, S.196.
- (109) Ernst C. Hellbling, S.368.
- (110) Hans Kelsen, S.15.
- (111) Wilhelm Brauner, S.146.
- (112) Wilhelm Brauner, S.146 ; Hans Kelsen, S.9 ; Ludwig K. Adamovich, S.13 ; Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.52 ; Ernst C. Hellbling, S.355, S.369 ; Robert Water, Heiz Mayer, S.14.
- (113) Wilhelm Brauner, S.146 ; Ernst C. Hellbling, S.367.
- (114) Oskar Lehner, S.196.
- (115) 1850年における検察権の包括的機能については、拙稿「オーストリア(ハプスブルク帝国)における立憲主義の展開—1848年~1851年 初期立憲主義の確立—」『国際研究論叢』第17巻第1号、p.12.
- (116) Wilhelm Brauner, S.147 ; Oskar Lehner, S.197.
- (117) Wilhelm Brauner, S.147 ; Oskar Lehner, S.197 ; Ernst C. Hellbling, S.370, S.372 ; Robert Water, Heiz Mayer, S.14. Ernst C. HellblingおよびRobert Water, Heiz Mayerによれば、カトリ

## 国際研究論叢

ック教徒に対する新たな宗教法上の婚姻法の適用と教会の司法権の導入は、1856年10月8日からとされている。

- (118) Wilhelm Brauner, S.147 ; Oskar Lehner, S.197.
- (119) Wilhelm Brauner, SS.144-145.
- (120) スティーヴン・ベラー、p.81 ; 南塚信吾ほか、pp.210-212.
- (121) Wilhelm Brauner, S.147.
- (122) Wilhelm Brauner, SS.147-148.
- (123) Wilhelm Brauner, S.148.
- (124) 1849年の暫定ゲマインデ法については、拙稿「オーストリア（ハプスブルク帝国）における立憲主義の展開—1848年～1851年 初期立憲主義の確立—」『国際研究論叢』第17巻第1号、p.14.
- (125) Wilhelm Brauner, S.148 ; Ernst C. Hellbling, S.367 ; Oskar Lehner, S.196, S.201.
- (126) Wilhelm Brauner, S.148 ; Ernst C. Hellbling, S.368 ; Oskar Lehner, S.196.
- (127) Wilhelm Brauner, S.149, S.152 ; Ernst C. Hellbling, S.368. ゲマインデ委員会（評議会）、ゲマインデ役員会（理事会）については、本文ⅢのBの2の③を参照。
- (128) Wilhelm Brauner, SS.149-150 ; Oskar Lehner, S.199.
- (129) Wilhelm Brauner, SS.149-150.
- (130) Wilhelm Brauner, SS.150-151 ; Oskar Lehner, S.201.
- (131) Wilhelm Brauner, S.151 ; Oskar Lehner, S.201.
- (132) Wilhelm Brauner, S.151 ; Ernst C. Hellbling, S.367.
- (133) 拙稿「オーストリア（ハプスブルク帝国）における立憲主義の展開—1848年～1851年 初期立憲主義の確立—」『国際研究論叢』第16巻第2号、p.52.
- (134) Oskar Lehner, S.192 ; スティーヴン・ベラー、pp.74-75.
- (135) スティーヴン・ベラー、p.99.
- (136) Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.53.